

令和7年9月

熊本県議会定例会議案

(予算関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	（ 1 ）
第 2 号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	（ 10 ）
第 3 号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	（ 12 ）
第 4 号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算 （第2号）	（ 14 ）
第 5 号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第2号）	（ 18 ）
第 6 号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）	（ 19 ）
第 7 号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	（ 20 ）
第 8 号	専決処分の報告及び承認について	（ 22 ）

第 1 号

令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,932,054 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 867,546,184 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 16 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び金 負 担 金		千円 4,661,014	千円 50,000	千円 4,711,014
	1 負 担 金	3,957,930	50,000	4,007,930
2 国庫支出金		129,655,654	430,007	130,085,661
	1 国庫補助金	78,310,334	430,007	78,740,341
3 寄 附 金		562,848	9,000	571,848
	1 寄 附 金	562,848	9,000	571,848
4 繰 入 金		59,647,279	27,750	59,675,029
	1 特 別 会 計 繰 入 金	214,259	12,500	226,759
	2 基 金 繰 入 金	59,433,020	15,250	59,448,270
5 繰 越 金		557,232	849,544	1,406,776
	1 繰 越 金	557,232	849,544	1,406,776
6 諸 収 入		59,016,819	56,753	59,073,572
	1 受 託 事 業 収 入	1,927,418	50,000	1,977,418
	2 雑 入	7,583,945	6,753	7,590,698

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 債		千円 85,288,000	千円 3,509,000	千円 88,797,000
	1 県 債	85,288,000	3,509,000	88,797,000
歳 入 合 計		862,614,130	4,932,054	867,546,184

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 41,585,474	千円 455,228	千円 42,040,702
	1 総 務 管 理 費	16,277,474	8,646	16,286,120
	2 企 画 費	8,085,026	50,430	8,135,456
	3 徴 税 費	7,731,411	310,000	8,041,411
	4 防 災 費	3,337,930	86,152	3,424,082
2 民 生 費		112,237,424	12,104	112,249,528
	1 社 会 福 祉 費	58,923,095	12,104	58,935,199
3 衛 生 費		61,663,560	32,464	61,696,024
	1 公 衆 衛 生 費	47,043,823	11,321	47,055,144
	2 医 薬 費	1,443,360	21,143	1,464,503
4 農 水 産 業 林 費		70,085,216	132,757	70,217,973
	1 農 業 費	19,269,475	26,508	19,295,983
	2 農 地 費	25,121,767	106,249	25,228,016
5 商 工 費		61,092,384	1,000	61,093,384

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 工 鉱 業 費	9,102,773	1,000	9,103,773
6 土 木 費		97,920,729	3,956,965	101,877,694
	1 河 川 海 岸 費	30,410,179	3,409,465	33,819,644
	2 都 市 計 画 費	8,947,459	547,500	9,494,959
7 教 育 費		150,301,167	270,324	150,571,491
	1 教 育 総 務 費	35,784,895	139,169	35,924,064
	2 高 等 学 校 費	34,624,227	131,095	34,755,322
	3 社 会 教 育 費	2,520,451	60	2,520,511
8 災 害 復 旧 費		20,220,037	71,212	20,291,249
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	7,837,512	71,212	7,908,724
歳 出 合 計		862,614,130	4,932,054	867,546,184

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 6,135,770
	1 農 地 費	3,592,151
	2 林 業 費	2,543,619
2 土 木 費		13,206,426
	1 道路橋りょう費	7,795,000
	2 河 川 海 岸 費	1,539,000
	3 港 湾 費	500,000
	4 都 市 計 画 費	3,372,426
3 災 害 復 旧 費		261,626
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	261,626
合 計		19,603,822

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和 8 年度	千円 150,000
2 美登里地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和 8 年度 ～令和10年度	150,000
	年次別内訳	
	令和 8 年度	18,000
	令和 9 年度	40,000
3 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和 8 年度	100,000
	令和 8 年度	100,000
	令和 9 年度	100,000
	令和10年度	100,000
4 第二清願寺地区農村地域防災減災事業 あ さ ぎ り 町	令和 8 年度	100,000
	令和 8 年度	100,000
	令和 9 年度	100,000
	令和10年度	100,000
5 街路事業費	令和 8 年度 ～令和10年度	2,200,000
	年次別内訳	
	令和 8 年度	200,000
	令和 9 年度	900,000
6 公立学校教員採用選考考査委託業務	令和 8 年度	16,596
	令和 8 年度	16,596
	令和 9 年度	16,596
	令和10年度	16,596
7 県営農地等災害復旧事業	令和 8 年度	1,100,000

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和 8 年度	千円 641,607	(補 正 前 に 同 じ)	令和 8 年度 ～令和 9 年度	千円 1,343,578
				年次別内訳 令和 8 年度	671,789
				令和 9 年度	671,789
2 職業能力開発拠点整備 事業 熊 本 市	令和 8 年度	928,859	(補 正 前 に 同 じ)	令和 8 年度	1,120,859
3 津口・芝口 1 期地区農業 生産基盤整備事業 八 代 市	令和 8 年度 ～令和 9 年度	780,000	(補 正 前 に 同 じ)	令和 8 年度 ～令和 9 年度	1,110,000
	年次別内訳 令和 8 年度	630,000		年次別内訳 令和 8 年度	960,000
	令和 9 年度	150,000		令和 9 年度	150,000
4 若洲地区農業生産基盤 整備事業 宇城市・氷川町	令和 8 年度 ～令和 9 年度	1,335,000	(補 正 前 に 同 じ)	令和 8 年度 ～令和10年度	1,335,000
	年次別内訳 令和 8 年度	735,000		年次別内訳 令和 8 年度	500,000
	令和 9 年度	600,000		令和 9 年度	500,000
5 松原地区農村地域防災 減災事業 宇 土 市	令和 8 年度	120,000	(補 正 前 に 同 じ)	令和 8 年度 ～令和 9 年度	1,170,000
				年次別内訳 令和 8 年度	210,000
				令和 9 年度	960,000
6 情報処理関連業務	令和 8 年度 ～令和12年度	1,438,153	(補 正 前 に 同 じ)	令和 8 年度 ～令和12年度	1,838,889
	年次別内訳 令和 8 年度	405,136		年次別内訳 令和 8 年度	805,470
	令和 9 年度	286,845		令和 9 年度	287,046
	令和10年度	286,473		令和10年度	286,674
	令和11年度	286,473		令和11年度	286,473
	令和12年度	173,226		令和12年度	173,226

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 258,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 307,000	(補 正 前 に 同 じ)		
河川国庫補助事業費	1,707,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	1,831,000			
防災施設整備事業費	682,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	755,000			
単県道路整備事業費	7,718,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	8,620,000			
単県河川整備事業費	7,777,000	証書借入又は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	9,265,000			
単県砂防整備事業費	1,906,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	2,432,000			
単県土地地区画整理事業費	343,000	体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、 一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて 借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行差額 をうめるため必要な金額を 加算した額を限度額とす ることができる。	直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	より、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ る。	690,000			
計	20,391,000				23,900,000			

第 2 号

令和 7 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 9 月 1 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 1 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		931, 200
	1 港 湾 費	931, 200
合 計		931, 200

第 3 号

令和 7 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 9 月 16 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 1 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,110,000
	1 港 湾 費	1,110,000
合 計		1,110,000

第 4 号

令和 7 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 320,000 千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ 3,347,525 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 債		千円 2,294,000	千円 320,000	千円 2,614,000
	1 県 債	2,294,000	320,000	2,614,000
歳 入 合 計		3,027,525	320,000	3,347,525

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 2,996,545	千円 320,000	千円 3,316,545
	1 工 鉱 業 費	2,996,545	320,000	3,316,545
歳 出 合 計		3,027,525	320,000	3,347,525

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円			
	2,294,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			2,614,000	(補正前に同じ)		

第 5 号

令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「470,961千円」を「830,961千円」に、「78,657千円及び」を「131,295千円、」に、「392,304千円」を「339,666千円」に改め、「339,666千円」の次に「及び繰越工事資金360,000千円」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	3,924,165千円	1,158,000千円	5,082,165千円
第1項 企 業 債	1,240,201千円	579,000千円	1,819,201千円
第4項 負 担 金	672,200千円	579,000千円	1,251,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,755,126千円	1,158,000千円	5,913,126千円
第1項 建設改良費	4,230,096千円	1,158,000千円	5,388,096千円
（企業債）			

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額「459,000千円」を「1,038,000千円」に、「1,240,201千円」を「1,819,201千円」に改める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 6 号

令和7年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	3,109,402千円	16千円	3,109,418千円
第2項 営業外費用	253,266千円	16千円	253,282千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条の限度額を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和8年度	千円 239,901	令和8年度	千円 301,633

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 7 号

令和 7 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	1, 663, 235 千円	1, 057 千円	1, 664, 292 千円
第 2 項 医業外費用	14, 409 千円	1, 057 千円	15, 466 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「32, 036 千円」を「32, 600 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	391, 962 千円	23, 000 千円	414, 962 千円
第 1 項 企 業 債	172, 000 千円	15, 000 千円	187, 000 千円
第 3 項 補 助 金	0 千円	8, 000 千円	8, 000 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	538, 783 千円	23, 564 千円	562, 347 千円
第 1 項 建設改良費	179, 340 千円	23, 564 千円	202, 904 千円

（積立金の目的外使用）

第 4 条 予算第 5 条に定めた積立金の目的外使用額「32, 036 千円」を「32, 600 千円」に改める。

（企業債）

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額「172, 000 千円」を「187, 000 千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務	令和8年度 ～令和10年度	千円 338,535
	年次別内訳	
	令和8年度	111,210
	令和9年度	112,940
	令和10年度	114,385

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 8 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 16 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 14 号 令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（第 4 号）

専第 14 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,580,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 862,614,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年8月27日専決

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び金 負 担 金		千円 4,520,414	千円 140,600	千円 4,661,014
	1 負 担 金	3,817,330	140,600	3,957,930
2 国庫支出金		125,813,355	3,842,299	129,655,654
	1 国庫負担金	44,462,665	3,037,144	47,499,809
	2 国庫補助金	77,505,179	805,155	78,310,334
3 繰 入 金		56,546,689	3,100,590	59,647,279
	1 基金繰入金	56,332,430	3,100,590	59,433,020
4 県 債		83,791,000	1,497,000	85,288,000
	1 県 債	83,791,000	1,497,000	85,288,000
歳 入 合 計		854,033,641	8,580,489	862,614,130

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 41,534,687	千円 50,787	千円 41,585,474
	1 企 画 費	8,034,239	50,787	8,085,026
2 民 生 費		106,925,782	5,311,642	112,237,424
	1 社会福祉費	58,908,300	14,795	58,923,095
	2 災害救助費	148,300	5,296,847	5,445,147
3 衛 生 費		61,660,448	3,112	61,663,560
	1 公衆衛生費	47,040,711	3,112	47,043,823
4 農 水 産 業 林 費		69,709,616	375,600	70,085,216
	1 農 業 費	19,058,875	210,600	19,269,475
	2 林 業 費	16,101,546	165,000	16,266,546
5 土 木 費		97,313,109	607,620	97,920,729
	1 河川海岸費	29,802,559	607,620	30,410,179
6 災害復旧費		17,988,309	2,231,728	20,220,037
	1 農林水産業 災害復旧費	7,037,512	800,000	7,837,512

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 土 木 災 害 費 復 旧	10,391,928	1,273,220	11,665,148
	3 警 察 災 害 費 復 旧	71,574	18,087	89,661
	4 教 育 災 害 費 復 旧	227,859	140,421	368,280
歳 出 合 計		854,033,641	8,580,489	862,614,130

第2表 地方債補正				
1 追 加				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
耕 地 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費 警 察 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	千円 126,000 6,000 39,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

2 変 更								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,924,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,973,000	(補 正 前 に 同 じ)		
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	2,353,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	2,424,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	1,706,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	1,906,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	275,000	は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	1,239,000			
計	7,258,000				8,542,000			

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和 7 年度